

神戸市垂水区アジュール舞子 海岸保全施設における 立ち入り制限について

国土交通省では、東播海岸における海岸保全施設の適切な維持管理を推進するため、日々の巡視(パトロール)および定期点検を実施しています。

このたび、定期点検として垂水工区のアジュール舞子(神戸市垂水区)における空洞調査を行った結果、深さ 1.1m(実測値)、縦 1.0m~2.5m(推定値)、横 7.0m(推定値)の空洞を発見しました。

今後、詳細調査を実施するまでの安全確保のため、海岸保全施設の一部に立ち入り制限措置を行いました。

アジュール舞子をご利用の際は、当該区域に立ち入らないようお願いします。

【立入制限について】

- ・制限範囲：兵庫県神戸市垂水区海岸通12地先
- ・制限期間：令和6年11月8日から「詳細な調査が完了し利用者の安全確保が確認されるまでの期間」

【調査結果(速報値)】

- ・深さ1.1m(探査棒での実測値)
- ・縦 1.0m~2.5m、横 7.0m(レーザ探査での推定値)

<取 扱 い> -

<配布場所> 兵庫県政記者クラブ、神戸市役所市政記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所

- 副所長(河川) 北垣 啓文 電話 079-282-8211(代表)
- 工務第一課 課長 吉田 達也

① ホームページ <https://www.kkr.ml原因it.go.jp/himeji/index.php>

② Twitter https://twitter.com/mlit_himeji



アジュール舞子立ち入り制限箇所



カラーコーンで
立ち入りを制限